

## 滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題1は公開の審議会として開催し、議題2以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第113回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成29年2月17日（金曜日）  
午前9時30分から午前11時50分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目1-1  
県庁本館4階4-A会議室

■ 出席者 委 員：近藤月彦、里内緑、松本哲治、毛利公一  
（敬称略、五十音順）  
事務局：八田室長、青木室長補佐、林副主幹、山下主任主事  
（県民活動生活課 県民情報室）

### ■ 議 題

#### 1 滋賀県個人情報保護条例の見直しに関する意見について

- ・知事から、平成29年5月30日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正法が全面施行されることを踏まえ、個人情報の定義規定および要配慮個人情報に係る規定について、滋賀県個人情報保護条例に対して意見が求められた。
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正内容のうち、滋賀県個人情報保護条例の個人情報の定義規定（条例第2条第1号）、取得の制限規定（条例第6条第2項）および非識別加工情報制度について説明を受け、審議を行った。
- ・前回に引き続き、条例の事業者に係る規定について、審議を行った。

#### 2 諮問第38号に係る審議について

現地調査に係る復命書の起案、供覧、決裁に関する文書等の一部開示決定に対する審査請求について、実施機関の口頭説明および審査請求人からの意見陳述を実施し、審議を行った。

#### 3 諮問第37号に係る審議について

健康相談内容および相談対応記録等の一部開示決定に対する審査請求について、審査請求人からの意見陳述における質問案の整理を行った。

#### 4 その他

今後の日程連絡等を行った。

- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

- 問合せ先 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（担当者 山下）

電 話 0 7 7 - 5 2 8 - 3 1 2 2

F A X 0 7 7 - 5 2 8 - 4 8 1 3